

「政策研究ネットワーク山形」講師謝金・交通費規定

(趣旨)

1. 本会及び部会の研究活動推進の必要上、講師を依頼する場合の謝金と交通費について定める。

(謝金)

2. 講師謝金については、2時間あたり10,000円の謝金を支払うこととする。2時間を超える場合は、1時間につき5,000円を追加することとする。

(交通費)

3. 交通費については、山形市外居住者について、以下のように定める。

- 1) 自家用車使用の場合

研究会開催地までの距離(km)に1km単価20円を掛けた金額と高速道使用料金を往復分支払うこととする。

- 2) 公共交通機関利用の場合

実費を支払うこととする。

附則

4. この規定は2014年4月1日より施行する。